

様式44

令和5年9月12日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県三重郡菰野町大字小島1157番地の1
医療法人の名称 医療法人 内田クリニック
理事長名 内田 安司
電話 (059) 399 - 2800

決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 内田クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県三重郡菰野町大字小島 1157 番地の 1
- (3) 設立認可年月日 平成 11年7月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 11年8月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	内田クリニック	三重県三重郡菰野町大字小島 1157 番地の 1	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4年 8月30日 令和3年度決算の決定
 " 役員の改選
 " 理事報酬額の承認
 令和 5年 6月24日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
 " 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 内田クリニック
 所在地 三重県三重郡菰野町大字小島1157番地の1

※医療法人整理番号 0343

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 187,910 千円
 2. 負 債 額 73,606 千円
 3. 純 資 産 額 114,304 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,225
B 固 定 資 産	141,685
C 資 産 合 計 (A+B)	187,910
D 負 債 合 計	73,606
E 純 資 産 (C-D)	114,304

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 内田クリニック

※医療法人整理番号 0343

所在地 三重県三重郡菰野町大字小島1157番地の1

貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	46,225	I 流 動 負 債	17,081
II 固 定 資 産	141,685	II 固 定 負 債	56,525
1 有 形 固 定 資 産	73,983	負 債 合 計	73,606
2 無 形 固 定 資 産	824	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	66,878	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	105,304
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	114,304
資 産 合 計	187,910	負 債 ・ 純 資 産 合 計	187,910

様式4-2

法人名 医療法人 内田クリニック
 所在地 三重県三重郡菟野町大字小島1157番地の1

※医療法人整理番号 0343

損 益 計 算 書
 (自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	180,883
2 事業費用	167,136
本来業務事業利益	13,747
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,747
II 事業外収益	15,588
III 事業外費用	0
経常利益	29,335
IV 特別利益	1,933
V 特別損失	0
税引前当期純利益	31,268
法人税等	8,083
当期純利益	23,185

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 内田クリニック
理事長 内田 安司 殿

私は、医療法人 内田クリニックの令和4年度 会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月20日

医療法人 内田クリニック

監事 黒田 圭